

資 料 提 供
令和元年7月16日
少 子 化 対 策 監 室
子 ども 政 策 課 長 滝
TEL:076-225-1446
内線:4180

令和元年度 石川県ワークライフバランス企業知事表彰の募集について

標記表彰について、次のとおり募集します。

1 目的

ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を実現するための職場環境の整備等に積極的に取り組み、顕著な成果があった県内企業を表彰し、次世代育成支援の取組の促進を図る。

2 表彰の対象

県内に本社又は主たる事業所を置き、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局に届出し、かつ、当該計画の内容等を公表するため県に登録した企業(法人格を有する団体を含む)

3 表彰の種類

・優良企業賞

企業規模を問わず、表彰基準を満たす企業のうち、他の模範となるべき先進的な取組を行っている企業

・グッドチャレンジ企業賞

中小企業(常時雇用する労働者が100名以下の企業)のうち、優良企業賞に準ずる企業又は多様な取組を積極的に行っており、今後成果が期待される企業

4 応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入し、具体的な取組内容が分かる書類を添付の上、持参または郵送にて応募

※応募用紙は、下記ホームページからダウンロード可

①県少子化対策監室 ホームページ

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/worklifebalance/hyousyou.html>)

②いしかわワークライフバランス ホームページ

(<https://www.i-oyacom.net/wlb/>)

5 募集期限 令和元年9月20日(金)まで

6 選考方法 選考委員会において選考

7 応募・問い合わせ先 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
石川県健康福祉部少子化対策監室
結婚支援・ワークライフバランス推進グループ
TEL:076-225-1494

令和元年度 石川県

ワークライフバランス企業

知事表彰

候補企業を募集します！

裏面に
簡単チェック
リスト付

県では、平成17年度より、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現するため、職場環境の整備等に特に積極的に取り組む企業、団体を表彰しています。今年度も、表彰企業を公募しますので、ふるってご応募ください。

表彰の対象

石川県内に、本社または主たる事業所があり、ワークライフバランスを実現するための職場環境の整備等に積極的に取り組み、優れた成果が見られる企業（法人格を有する団体を含む）

→詳細は、ホームページより、募集要項・過去の表彰企業の取組内容等をご覧ください
まずは、自社があてはまるのか、裏面の簡単チェックリストで、自社の取組をチェック！

応募方法

下記ホームページより、応募用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、取組の詳細がわかる書類を添付し、ご応募ください

①石川県少子化対策監室HP

<<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/worklifebalance/hyousyou.html>>

②いしかわワークライフバランスHP

<<https://www.i-oyacom.net/wlb/>>

石川県ワークライフバランス企業知事表彰

検索

【募集期限】令和元年9月20日（金）まで

選考方法

有識者による選考委員会において表彰企業を決定したうえで、表彰式を行います

※表彰式の日時・場所等の詳細は、表彰企業に別途お知らせします



H30年度表彰式の様子

【お問い合わせ先】

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号:076-225-1494

貴社も、実は表彰候補かも!?

「石川県ワークライフバランス企業知事表彰」簡単チェックリスト

今すぐチェックしてみましょう！全てにあてはまれば、貴社も表彰候補です！
ぜひ、この機会に応募して、貴社の取組をアピールしてみませんか！

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局へ届出している

※一般事業主行動計画とは？

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施期間を定めたものです。

ワークライフバランスを実現するため次のような取組を行っている

※例は、過去の表彰企業の取組内容です。すべて実施していなくてもかまいません。

1. 所定外労働の削減のための措置

- (例) ・所定外労働時間を管理職が管理し、仕事の配分を適宜調整
・人事労務担当が、一定の残業時間を超えた職場に対し、管理職と業務見直し等について面談を実施

2. 年次有給休暇取得の促進のための措置

- (例) ・半日単位での取得が可能（法は1日単位）
・社長自らが社員に対してメール等により取得を呼びかけ
・年休予定日を計画的に設定し、個々の勤務表に反映

3. 在宅勤務等、場所・時間にとらわれない働き方の導入

- (例) ・育児や介護等の事情に合わせて多区分の中から勤務時間を選択できる制度の導入

4. その他、働き方の見直しに資する取組

- (例) ・ワークライフバランスについての社内研修による、従業員の意識変革
・妊娠判明時から、復帰後1年にわたり、人事労務部門がきめ細かなサポートを実施

次世代育成支援対策に関する取組を積極的に行っている

- (例) ・子どもが親の働いているところを見学できる「子ども参観日」の実施
・地域の小中学生に対する工場見学や体験教室の開催
・学生へのインターンシップの実施
・地域貢献活動や若者への就業体験機会の提供の実施

過去3年以内（H28～H30）に、男性の育児休業取得者がいる または
過去3年間（H28～H30）の女性の育児休業取得率が70%以上である

※育児休業の対象者がいない場合は、別途相談

（従業員が101人以上の企業）行動計画に基づく全ての取組を実施している

応募の際には、県のワークライフバランスホームページにおいて、一般事業主行動計画の内容等を公表（企業登録）している必要があります

※登録はこちらから (https://www.i-oyacom.net/wlb/entry_howto.html)